

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第13回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成18年11月10日（金）午前9時30分

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員長）三井誠

（委員）大山隆司，佐伯照道（河内委員及び佐藤委員は欠席）

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，織田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第24回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 収集した情報の取りまとめについて
- (3) 日程その他

5 議事

- (1) 第24回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
 - 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第24回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。
- (2) 収集した情報の取りまとめについて
 - ア 弁護士任官候補者の収集情報
 - **収集情報の取りまとめについて，協議の結果，収集された情報をすべて中央の委員会に送付することとされた。**
 - イ 判事の再任等候補者の収集情報
 - 庶務から，大阪地域委員会の依頼に基づき地域委員会に直接提出された情報及び近畿弁護士会連合会を經由して提出された情報について報告があった。
 - 提出された情報について，欠席委員から委員長あてに出された意見も踏まえて，以下のとおり検討された。
 - (ア) **直接地域委員会に提出された情報について**

直接地域委員会庶務に提出された情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

a 具体的事例について

- ・ 過去の事件の量刑の当否についての意見等を記載した情報について、「指名の適否に関する特段の情報といえるか疑問であるので、中央の委員会に送付すべきでない」、「説得力がなかったから、弁護士が不満をもったと思われるので、それも含めての情報ということで、中央の委員会に送付すべきである。」、「指名の適否に関する特段の情報といえるか疑問との意見には傾聴すべきものがあるが、送付の上、中央の委員会の判断に委ねたい。」との意見が出された。
- ・ 「特に再任を不適とするコメントはない。」と記載され、指名の適否に関する特段の情報の記載がないものについて、「再任不適な裁判官はいないという積極情報であり、地域委員会が取捨選択する必要はなく、中央の委員会に送付すべきである。」、「従前の取扱いのとおり、具体的な情報の記載のないものについては、指名の適否に関する情報とは言えないので、送付すべきではない。」との意見が出された。

協議の結果、提出された情報のうち、指名の適否に関する特段の情報の記載がないものについては、送付しないこととし、それ以外の情報については、適格な情報として中央の委員会に送付することとされた。

b 段階評価式のアンケートについて

段階評価式アンケートの取扱いについて、次の意見があった。

- ・ 具体的事例とアンケートとは、一体のものであり、全体として一つの意見として、中央の委員会に送付すべきである。具体的事例の記載をアンケートが補完していると考えべきである。「段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という中央の委員会の考え方は、具体的事例にアンケートを添付することまで否定しているものではない。地域委員会が取捨選択するやり方は不適切であり、中央の委員会が評価すればいいと思う。
- ・ 中央の委員会からは「段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない」という考え方を示されているし、具体的事例のみ送付しても情報提供者の意思は十分伝わると思われるので、ルール通り中央の委員会に送るべきではない。

- ・ アンケートの部分については、弁護士がアンケート用紙を利用して具体的な情報を記載しているのであるから問題はない。具体的事例に基づかないでアンケートを記載することはできないし、弁護士の個人的評価を十分読みとれると思われる。
- ・ どのような場面、状況でこのような評価なのかという具体的根拠が明らかでないのがアンケートの問題点だと思われるので、送付しないのが相当と考える。

協議の結果、段階評価式アンケートについては、中央の委員会に送付しないこととされた。

(イ) 近畿弁護士会連合会（以下「近弁連」という。）を經由して提出された情報について

近弁連を經由して提出された情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

a 具体的事例について

- ・ 顕名でない情報について、「責任の所在が明らかでないので、中央の委員会に送付すべきではない。」との意見があり、異議はなかった。

「一発逆転判決をした」とのみ記載された情報について、「一つの評価であり、情報はできるだけ中央の委員会に送るべきである。」、「プラス評価かマイナス評価か、疑義があり、よくわからず資料性に乏しいのではないか。」という意見が出された。

協議の結果、従前どおり、近弁連を經由して提出された情報であることを付記し、顕名でないもの及び指名の適否に関する特段の情報の記載のないものを除外して、中央の委員会に送付することとされた。

b 段階評価式のアンケートについて

- ・ 委員の中から、「今回のアンケートを見ると、具体的事例においてマイナス情報の提出された裁判官の段階式評価の点数は低く、プラス情報の提出された裁判官の点数は良いなど具体的事例とアンケート結果はかなりの部分において一致しており、正確な情報だと思う。したがって、具体的情報の補充としてアンケートも送付すべきである。」という意見が出されたが、従前の取扱いどおりアンケートを送付する必要はないとの意見が多数であった。

協議の結果、段階評価式アンケートについては、中央の委員会に送付しないこととされた。

(3) 日程その他

- 庶務から、今後の日程等について、次のとおり説明があった。

次回の地域委員会は、平成19年下半期の再任等候補者及び平成19年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、その期日については、平成19年2月26日（月）午前10時から開催されることとなった。